（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正）

第五条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関であって年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うもの」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条の四第三項の規定による諮問に応じた社会保障審議会（同法第百条の九第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、同法第百条の九第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。）」に、「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」を「同法」に、「届出又は」を「届出若しくは」に改め、「請求」の下に「又は同法第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による訂正の請求」を加え、「当該機関」を「社会保障審議会」に改め、同条第七項中「第一項の事業主」を「特定事業主」に、「前項の通知」を「同項の通知」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「使用していた第一項」の下に「又は第二項」を、「事業主」の下に「（以下「特定事業主」という。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第二項から第四項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項の規定による訂正の請求があった場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。）に該当する場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認められる場合には、厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行うことができる。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

3　厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

第二条第一項及び第十三項中「前条第一項の事業主」を「特定事業主」に、「当該事業主」を「当該特定事業主」に改める。

第三条及び第十四条中「第一条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十五条中「に規定する機関が行った調査審議」を「の社会保障審議会の調査審議及び同条第二項の厚生労働省令で定める場合に該当するかしないかの判断」に、「同項の事業主」を「同法第二十七条に規定する事業主」に、「係る第一条第一項」を「係る第一条第一項及び第二項」に改める。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第三条中「昭和十四年法律第七十三号」の下に「。次項において「旧船員保険法」という。」を加え、「読替えは」を「読替えは、」に改め、同条に次の二項を加える。

2　旧船員保険法その他前項の厚生労働省令で定める法令の適用に関し、第一条第二項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認められる場合には、同項の厚生労働省令で定める場合に該当すると認められる場合とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、必要な読替えは、厚生労働省令で定める。

3　厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

（健康保険法等の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合」を「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「年十四・六パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合」に改める。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第九条

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第十条

三　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第三条の二

（私立学校教職員共済法等の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合」を「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「年十四・六パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合」に改める。

一　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）附則第三十五項

二　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第二十条の九第五項

三　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第三十四条の二

四　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）附則第十二条

（児童扶養手当法の一部改正）

第八条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八項を次のように改める。

（不正利得の徴収の特例）

8　第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。